

一般社団法人日本ボーイスカウト熊本県連盟組織規程（定款施行規則第1号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人日本ボーイスカウト熊本県連盟（以下「県連盟」という）定款第3条に定める目的を達成するために組織の運用に必要な事項を定める。

第2章 構成

（総会及び理事会）

第2条 総会は県連盟の最高議決機関であり、その運営は定款の示すところに従って総会の議決によって定める。

2 理事会は、総会の決議に従い、県連盟の業務全般の実務及び執行に関して決議する。その運営に関する事項は定款の示すところに従って理事会が定める。

（委員会）

第3条 県連盟に、業務執行のため、委員会を設置する。

2 委員会は、総会の議決事項及び総会の運営に関する事項を所掌する独立委員会と定款第39条第2項に基づき理事会の決定により設置する常設委員会及びその他の委員会に区分される。

（1）常設委員会

ア. 常設委員会は次の分野とする。「組織拡張」「野営行事」「進歩」「指導者養成」「広報・国際」「健康安全」「総務」「財政」

イ. 常設委員会の委員長は理事会の議を経て理事の中から理事長が委嘱する。

ウ. 委員長は会議の議長となり委員会業務を統括する。

エ. 常設委員会は、各地区において当該分野と同一分野を担当する委員会の委員長及び委員長から推薦され理事会の議を経て理事長が委嘱した委員より構成される。

（2）その他の委員会

ア. その他の委員会の委員長は理事会の議を経て理事長が委嘱する。

イ. その他の委員会の委員は、当該委員会の委員長と事務局長の合議に基づき推薦され、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

（3）同項で規定する委員会は理事会の改選時には任期途中であっても解散し、新たに編成される理事会において（1）、（2）の手続きに従い設置される。

3 独立委員会として次の委員会をおく。

（1）役員選挙管理委員会

（2）総会運営委員会

4 独立委員会の委員は理事以外の代表会員及び個人会員から選出する。

5 独立委員会の運営に関する諸規程は総会で決議する。

6 常設委員会及びその他の委員会に係る事項は定款の定めに従い理事会が決定する。

(地区の名称および所属団)

第4条 本会の組織運用のために、熊本県内の地域を区分し地区を設定し所属団を振り分ける。地区の名称及び所属団については、地区区分表に従う。

2 地区区分表の改定は理事会で行い、変更後は速やかに加盟各団に周知する。

(地区責任者)

第5条 第4条に定める地区より選出された地区委員長を地区責任者とする。

第3章 事務局

(機能)

第6条 定款第51条に定める事務局は、本会の運営及び事業執行にともなう諸事務を行う。

2 定款及び諸規程に規定される書類・諸帳簿等の備付あるいは保管に関することは、事務局においてこれを行う。

(事務局長)

第7条 定款第57条第2項に定める事務局長は、諸会議において議長の指名及び許可を得て意見を述べることができる。

第4章 雑則

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、総会の議決によって行う。

(委任)

第9条 この規程に定めのない事項については、法令、日本連盟が定める定款・教育規程及びその諸規程の示すところに従って、第3条第2項に規定する独立委員会及び第4条に規定する地区に関する事項については総会が、それ以外の事項については理事会が定める。

附則

1 この規程は、一般社団法人日本ボーイスカウト熊本県連盟定款の施行の日から施行する。

2 この規程は平成27年2月22日から施行する。

組織規程 別表 第4条の地区区分表

地区名	所属団
北部地区	荒尾第3団、植木第1団、玉名第4団、玉名第6団、長洲第1団
東部地区	熊本第1団、熊本第2団、熊本第3団、熊本第4団、熊本第16団、阿蘇第6団
中部地区	熊本第5団、熊本第9団、熊本第13団、熊本第15団、熊本第18団、熊本第24団、熊本第26団
西部地区	熊本第6団、熊本第17団、熊本第19団、熊本第25団、天草第1団、宇土第1団、宇城第1団
南部地区	球磨第1団、球磨第2団、球磨第3団、水俣第1団、八代第3団、八代第5団